

# 春日井市公共的団体による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び運用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

## 2 定義

### (1) 防犯カメラ

街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路や駐車場を中心に写すよう継続的に固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものをいう。

### (2) 公共的団体

春日井市区町内会助成金交付要綱(平成4年4月1日施行)に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会(以下、「区等」という。)及び、その他公共的な活動を営む市長が認める団体をいう。

### (3) 公共空間

道路、公園、広場など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

### (4) 画像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

## 3 管理体制

### (1) 管理責任者の指定

市内の公共空間に防犯カメラを設置及び運用しようとする公共的団体(以下「設置者」という。)は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者(以下「管理者」という。)を指定するものとする。

### (2) 操作取扱者の指定

管理者は、防犯カメラを設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う操作取扱者(以下「取扱者」という。)を指定するものとし、管理者及び指定された取扱者以外の機器の操作や画像の視聴を禁止する。

### (3) 兼任

管理者自らが機器を取り扱う場合は、取扱者を兼任することができる。

### (4) 記録の作成及び提供

管理者は、設置日、設置場所、保守点検、その他将来にわたり維持管理する上で必要な記録を作成し、防犯カメラの設置を協議した区等の総会又は役員会の会議録の写しとともに3年以上保存するものとする。市からの調査等の依頼があった場合は、作成した記録を提供するものとする。

### (5) 管理体制の引き継ぎ

公共的団体の役員等に変更のあったときは、管理体制について新役員等に確実に引き継ぐものとする。

#### 4 防犯カメラの設置及び運用

##### (1) 設置及び運用の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

##### (2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を分かりやすく明示するものとする。

##### (3) 設置の許可

設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとする。

##### (4) 住民の同意

設置に当たり、住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る場合は、当該住居の住民代表者の同意を得るものとする。

#### 5 画像の取扱い

##### (1) 秘密の保持

設置者、管理者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像や画像から知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的のために使用しないものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

##### (2) 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、又は公共の利益のために緊急かつやむを得ないと認められる場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関等が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき本人に提供する場合

##### (3) 画像の閲覧・提供時の身元確認

設置者等は、画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提供を求める等身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録するものとする。

##### (4) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流失及び改ざんの防止等その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体(DVD、SDカード、ハードディスク等をいう。以下同じ。)は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所

で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出し、転送をしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大1ヶ月）とする。

エ 画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去するか、上書きにより消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくものとする。

カ 画像をパソコンで取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策に十分な配慮をするものとする。

## 6 苦情等への対応

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

## 7 個人情報の保護に関する法律の厳守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、設置者が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

## 8 維持管理

設置者等は、防犯カメラが正常に稼働するよう、機器の日常の維持管理を適切に行うよう努めなければならない。保守点検は、清掃、動作確認、画角ピント確認及び調整、破損・故障の確認等の項目について、1年に1回以上行うものとし、防犯カメラの正常な稼働を阻害する破損・故障を認めた場合は、修繕等の必要な措置を速やかに講じるよう努めるものとする。

## 9 業務の委託

設置者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラの適正な運用が行われるように努めなければならない。

## 10 設置・運用要領の策定

設置者は、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう、このガイドラインの1から9に基づいて設置・運用要領を策定するものとする。

## 11 取扱いの周知徹底

設置者は、管理者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める設置・運用要領において、機器及び画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るものとする。

(参考例)

〇〇町内会防犯カメラ設置記録簿

|      |         |
|------|---------|
| No.  |         |
| 所在地  | 町 丁目 番地 |
| 設置場所 |         |
| 設置日  | 年 月 日   |
| 位置図  |         |

